

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第99期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	東洋製罐株式会社
【英訳名】	TOYO SEIKAN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 金子 俊治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
【電話番号】	03(3508)2111
【事務連絡者氏名】	総務課課長 浅田 真一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
【電話番号】	03(3508)2111
【事務連絡者氏名】	総務課課長 浅田 真一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期連結 累計期間	第99期 第1四半期連結 累計期間	第98期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	184,462	191,375	706,502
経常利益(百万円)	12,125	14,012	27,520
四半期純利益又は当期純損失 () (百万円)	4,685	4,513	4,383
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,870	6,797	7,715
純資産額(百万円)	631,054	619,187	613,619
総資産額(百万円)	862,197	882,503	863,957
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円)	22.76	22.38	21.46
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	66.2	63.2	64.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 第98期第1四半期連結累計期間及び第99期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 第98期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

5. 第98期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社および子会社65社（連結子会社58社、非連結子会社7社）ならびに関連会社9社により構成される当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

〔包装容器関連事業〕

株式会社ダック商事は、前連結会計年度末において非連結子会社でありましたが、同社の経営に対する当社グループの関与を強めたことにより、当第1四半期連結会計期間より同社を連結子会社としております。

株式会社T&Tエナテクノは、合併会社として新たに設立されたことにより、当第1四半期連結会計期間より同社を持分法適用関連会社としております。

〔鋼板関連事業〕

主要な関係会社の異動はありません。

〔機能材料関連事業〕

主要な関係会社の異動はありません。

〔その他〕

主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

合併契約

当社は、凸版印刷株式会社との間で、リチウムイオン二次電池を主とする電池外装材事業を行う合併会社を設立する合併契約を締結いたしました。

商号	株式会社T & Tエナテクノ
所在地	東京都台東区台東一丁目5番1号
資本金	4億90百万円
出資比率	東洋製罐株式会社 49% 凸版印刷株式会社 51%
事業内容	リチウムイオン二次電池を主とする電池外装材事業
合併契約日	平成23年5月13日
設立年月日	平成23年6月1日

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響で落ち込んだ生産活動に持ち直しの動きが見られたものの、厳しい雇用・所得環境の継続に加え、電力供給の制約の影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況のまま推移しました。

このような環境下におきまして、当社グループは業績の回復を図るべく、生産・販売・研究開発の各分野で業務改革の推進に努めました。当第1四半期連結累計期間においては、震災の影響等で飲料容器の販売が増加したことなどにより、売上高は1,913億75百万円（前年同期比3.7%増）となり、利益面では、営業利益は135億81百万円（前年同期比25.4%増）、経常利益は140億12百万円（前年同期比15.6%増）となりました。四半期純利益は、震災にもなう特別損失を計上したことなどにより45億13百万円（前年同期比3.7%減）となりました。

各セグメントの営業の概況は次のとおりです。

〔包装容器関連事業〕

売上高は1,675億37百万円（前年同期比5.2%増）となり、営業利益は118億89百万円（前年同期比46.9%増）となりました。

缶詰用空缶・その他金属製品の製造販売

飲料用空缶の売上高は、前年同期を大幅に上回りました。

清涼飲料向けは、震災の影響やお得意先が夏期の電力使用制限に対応するため増産したことなどによりコーヒー向けが伸長したほか、タイのNext Can Innovation Co., Ltd.において炭酸飲料向けが好調に推移し大幅に増加しました。

アルコール飲料向けは、お得意先が電力使用制限に対応するため増産したことなどによりチューハイ向けなどが伸長したほか、中国の広州東罐商貿有限公司およびタイのBangkok Can Manufacturing Co., Ltd.においてビール向けが順調に推移したことにより増加しました。

飲料用以外のメタル容器では、震災で当社仙台工場が被災したことにより水産食品向けなどが大きく減少し、売上高は前年同期を大幅に下回りました。

メタルキャップでは、ビール向けのマキシキャップの輸出が好調に推移したほか、コーヒー向けで新規受注があったことなどにより、売上高は前年同期を上回りました。

プラスチック製品の製造販売

飲料用ペットボトルの売上高は、前年同期を上回りました。

500mlを超える大容量ボトルは、震災の影響による需要増で健康飲料・お茶類向けなどが伸長し大幅に増加しました。500ml以下の小容量ボトルは、震災の影響による需要増でお茶類向けが増加しましたが、炭酸飲料向けでプリフォーム販売への移行が進んだことにより減少しました。プリフォームは、大容量・小容量ともにお得意先における自社製造の拡大の影響を受けミネラルウォーター向けが大幅に落ち込んだことにより減少しました。

一般プラスチックボトルでは、マヨネーズ向けが減少しましたが、ドレッシング向けが伸長したほか、台所用洗剤・農薬向けなどが増加し、売上高は前年同期を上回りました。

プラスチックフィルムでは、洗濯用洗剤向けの詰替用容器が好調に推移したほか、米飯・流動食向けが増加し、売上高は前年同期を大幅に上回りました。

プラスチックキャップでは、醤油などの調味料向けが増加しましたが、震災で日本クラウンコルク株式会社石岡工場が被災したことなどにより清涼飲料向けが減少したほか、牛乳向けが低調に推移し、売上高は前年同期を下回りました。

ガラス製品の製造販売

びん製品では、清涼飲料向けが減少しましたが、ドレッシング・医薬系ドリンク向けが増加し、売上高は前年同期並となりました。

ハウスウエア製品では、セールスプロモーション品の新規受注があったことなどにより、売上高は前年同期を上回りました。

紙製品の製造販売

紙コップ製品では、冷菓・スープ向けなどが増加しましたが、震災の影響によりヨーグルト・納豆向けなどが大きく減少し、売上高は前年同期を下回りました。

印刷紙器製品では、ビール類向けのジャケットパックが増加し、売上高は前年同期を上回りました。

段ボール製品では、菓子向けが減少しましたが、震災の影響によるお得意先の増産や生産品目見直しなどにもない、清涼飲料・ビール類向けの受注が増加し、売上高は前年同期を上回りました。

エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売

エアゾール製品では、染毛剤で国内の伸長やタイのToyo Filling International Co., Ltd.において新規受注があったほか、殺虫剤・制汗消臭剤が好調に推移し、売上高は前年同期を大幅に上回りました。

一般充填品では、消臭芳香剤で新規受注があったことなどにより、売上高は前年同期を大幅に上回りました。

〔鋼板関連事業〕

売上高は129億68百万円（前年同期比8.9%減）となり、営業利益は4億12百万円（前年同期比74.6%減）となりました。

電気・電子部品向けでは、電池材で、乾電池などの一次電池向けが需要増により伸長しましたが、ノートパソコン用のリチウムイオン二次電池向けが減少し、売上高は前年同期を下回りました。

自動車・産業機械部品向けでは、自動車部品材料が減少しましたが、産業機械部品材料が好調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

建築・家電向けでは、冷蔵庫向け扉材がエコポイント制度の終了の影響などを受け減少し、売上高は前年同期を下回りました。

〔機能材料関連事業〕

売上高は74億73百万円（前年同期比6.7%増）となり、営業利益は9億33百万円（前年同期比3.1%増）となりました。

磁気ディスク用アルミ基板では、サーバー向けが堅調に推移しましたが、パソコン向けなどが需要の低迷により減少し、売上高は前年同期を下回りました。

光学用機能フィルムでは、フラットパネルディスプレイの堅調な需要に支えられ、順調に推移しました。

その他、フリット・ゲルコートなどが需要の低迷により減少しました。

〔その他〕

硬質合金・機械器具および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業および不動産管理業などにつきましては、売上高は33億95百万円（前年同期比13.7%減）となり、営業利益は1億99百万円（前年同期比35.6%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、()包装容器のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウに基づいた包装容器全般に関する総合的な技術力、()多様な原料から多様な製品を製造できるグループ会社を擁することによりお客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品の豊富さ、()取引先との強固かつ長期的な信頼関係、及び()健全な財務体質にあります。そして、当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a)基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社は、「人」と「技術」を基軸としたグループ結束力の強化によりグループシナジーの創出を図り、「CSR経営の推進」をベースに「既存事業の収益力強化」、「海外事業展開」、「新規事業展開」を強力に推進し、企業価値の最大化を目指すことを基本方針とする、平成22年度から平成24年度までの「第二次中期経営計画」を平成22年5月にスタートさせました。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社においては、取締役会は取締役14名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は4名です。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。さらに、監査役会は、監査役5名で構成されており、そのうち独立性を有する社外監査役は3名です。当社は、これら社外取締役や社外監査役による経営陣のモニタリングと、株主による毎年の取締役選任議案を通じたモニタリングを通じて、当社経営体制に対するモニタリングを確保しております。

一方で、当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。

当社は、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

- ()当社は、平成21年5月15日付取締役会決議及び平成21年6月25日付第96回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの概要については、下記()のとおりです。

()本プランの概要

ア．本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

イ．対象となる買付等

本プランは、下記<1>又は<2>に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。但し、当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

<1> 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

<2> 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

ウ．本プランの発動に係る手続

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出して頂くとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様の判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に送付します。

特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。また、特別委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等（追加的に提出を求めたものも含みます。）を受領してから適切な期間（原則として最長60日とします。）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

その上で、特別委員会は、買付等について、下記エにおいて定められる発動事由に該当すると判断した場合、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勧告した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

エ．新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

<1>株券等を買占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

<2>当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

<3>当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- <4>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b)強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (c)買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (d)当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

オ．その他

本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権は、1個につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途決定した金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により原則として普通株式1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、第96回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。また、導入に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間が約3年と定められており、いわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される特別委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されており、

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は32億24百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	450,000,000
計	450,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	216,592,000	216,592,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	216,592,000	216,592,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備 金増減額 (百万円)	資本準備 金残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	216,592	-	11,094	-	349

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,904,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 201,608,600	2,016,086	-
単元未満株式	普通株式 79,400	-	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	216,592,000	-	-
総株主の議決権	-	2,016,086	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東洋製罐株式会社	千代田区内幸町1-3-1	14,904,000	-	14,904,000	6.88
計	-	14,904,000	-	14,904,000	6.88

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人双研社による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	152,762	134,970
受取手形及び売掛金	194,632	224,072
有価証券	2,000	2,000
商品及び製品	56,964	62,907
仕掛品	10,614	10,496
原材料及び貯蔵品	26,834	26,696
繰延税金資産	10,873	10,562
その他	8,847	10,032
貸倒引当金	2,872	3,008
流動資産合計	460,658	478,731
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	86,282	85,059
機械装置及び運搬具(純額)	81,194	79,155
土地	82,793	82,851
建設仮勘定	27,254	33,705
その他(純額)	8,660	8,725
有形固定資産合計	286,186	289,497
無形固定資産		
投資その他の資産	3,632	3,516
投資有価証券	79,000	79,461
長期貸付金	523	231
繰延税金資産	22,979	19,510
その他	12,554	13,119
貸倒引当金	1,576	1,565
投資その他の資産合計	113,480	110,758
固定資産合計	403,299	403,772
資産合計	863,957	882,503

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	74,765	88,250
短期借入金	18,222	18,334
未払法人税等	3,722	2,672
災害損失引当金	4,741	4,538
事業構造改善引当金	2,367	2,197
その他	58,065	50,072
流動負債合計	161,884	166,066
固定負債		
社債	-	5,000
長期借入金	18,024	21,186
繰延税金負債	3,075	2,998
退職給付引当金	52,760	53,844
役員退職慰労引当金	959	953
特別修繕引当金	3,756	3,936
P C B対策引当金	893	893
事業構造改善引当金	1,585	1,585
アスベスト対策引当金	155	155
資産除去債務	1,561	1,564
負ののれん	529	359
その他	5,152	4,772
固定負債合計	88,453	97,249
負債合計	250,337	263,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,094	11,094
資本剰余金	349	349
利益剰余金	553,664	557,224
自己株式	24,765	24,765
株主資本合計	540,342	543,902
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,272	17,432
繰延ヘッジ損益	976	814
為替換算調整勘定	4,074	3,005
その他の包括利益累計額合計	12,221	13,611
少数株主持分	61,055	61,673
純資産合計	613,619	619,187
負債純資産合計	863,957	882,503

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	184,462	191,375
売上原価	155,825	159,998
売上総利益	28,636	31,376
販売費及び一般管理費	17,807	17,795
営業利益	10,829	13,581
営業外収益		
受取利息	118	96
受取配当金	820	853
受取賃貸料	523	464
負ののれん償却額	95	109
持分法による投資利益	12	56
その他	1,547	1,598
営業外収益合計	3,118	3,179
営業外費用		
支払利息	109	125
固定資産賃貸費用	417	418
固定資産除却損	53	59
為替差損	413	960
その他	828	1,184
営業外費用合計	1,822	2,748
経常利益	12,125	14,012
特別損失		
災害による損失	-	1,036
災害損失引当金繰入額	-	1,669
アスベスト対策引当金繰入額	155	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,169	-
特別損失合計	1,325	2,705
税金等調整前四半期純利益	10,800	11,306
法人税等	5,038	6,049
少数株主損益調整前四半期純利益	5,761	5,256
少数株主利益	1,075	742
四半期純利益	4,685	4,513

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,761	5,256
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,363	84
繰延ヘッジ損益	215	171
為替換算調整勘定	1,703	1,266
持分法適用会社に対する持分相当額	15	19
その他の包括利益合計	2,891	1,541
四半期包括利益	2,870	6,797
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,580	5,903
少数株主に係る四半期包括利益	1,289	893

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間より、(株)ダック商事は経営に対する当社グループの関与を強めたため、連結の範囲に含めている。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間より、(株)T & T エナテクノは新たに設立したため、持分法適用関連会社の範囲に含めている。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(有形固定資産の減価償却方法の変更)	
一部の国内連結子会社において、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。これは有形固定資産の使用状況等に鑑み、費用配分の適正化を図るために行ったものである。	
これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微である。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
1 偶発債務		1 偶発債務	
下記のとおり、金融機関等からの借入債務等について保証を行っている。		下記のとおり、金融機関等からの借入債務等について保証を行っている。	
従業員(住宅資金)	4,490百万円	従業員(住宅資金)	4,287百万円
東莞三谷閥門有限公司	693	東莞三谷閥門有限公司	691
(リース契約)		(リース契約)	
合 計	5,184	合 計	4,979
2 輸出手形割引高	191百万円	2 輸出手形割引高	236百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
減価償却費	10,460百万円	減価償却費	9,558百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総 会	普通株式	1,029	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総 会	普通株式	1,008	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	包装容器 関連事業	鋼板 関連事業	機能材料 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	159,290	14,231	7,005	180,527	3,935	184,462	-	184,462
セグメント間の 内部売上高又は振替高	130	11,107	6	11,244	1,490	12,735	12,735	-
計	159,421	25,338	7,012	191,771	5,425	197,197	12,735	184,462
セグメント利益	8,094	1,623	905	10,623	309	10,933	103	10,829

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、硬質合金、損害保険代理業及び不動産管理業等を含んでいる。

2. セグメント利益の調整額 103百万円には、セグメント間取引消去等が含まれている。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	包装容器 関連事業	鋼板 関連事業	機能材料 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	167,537	12,968	7,473	187,979	3,395	191,375	-	191,375
セグメント間の 内部売上高又は振替高	119	11,328	4	11,453	1,507	12,960	12,960	-
計	167,657	24,296	7,478	199,432	4,903	204,336	12,960	191,375
セグメント利益	11,889	412	933	13,235	199	13,435	146	13,581

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、硬質合金、損害保険代理業及び不動産管理業等を含んでいる。

2. セグメント利益の調整額146百万円には、セグメント間取引消去等が含まれている。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
 共通支配下の取引等については、重要性が乏しいため記載を省略している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	22円76銭	22円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,685	4,513
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,685	4,513
普通株式の期中平均株式数(千株)	205,888	201,687

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
当社の国内連結子会社である日本クラウンコルク株式会社は、平成23年7月28日付で中国江蘇省常熟東南経済開発区に子会社を設立することを決定した。 設立の目的 中国における容器の製造から充填、包装まで一貫した生産システムの一層の強化を図るため 新会社名 日冠製蓋(常熟)有限公司(仮称) 代表者 辻広 康雄 所在地 中国江蘇省常熟東南経済開発区 資本金 2,100千US\$ 出資比率 日本クラウンコルク株式会社 100% 設立時期 平成23年12月(予定) 事業内容 飲料PETボトル用プラスチックキャップの製造販売

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 23年 8月 9日

東洋製罐株式会社
取締役会 御中

監査法人 双研社

代表社員 公認会計士 吉澤 秀雄 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡辺 篤 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋製罐株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋製罐株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。